

様式 N13

篠山学園奨学生貸与規程

(奨学生制度の目的)

第1条 介護福祉士資格を取得するため、篠山学園（以下「本学」という。）に入学決定した者に対して、修学に必要な奨学生を貸与する篠山学園奨学生制度を創設することにより、医療介護業界における従事者の人材確保を目指すことを目的とする。

(奨学生の管理・運営)

第2条 奨学生は、第6条の手続きに従い、NPO法人ユナイト（以下「運営法人」という。）が奨学生に給付及び貸与し、その管理運営に当たる。

(奨学生となる条件)

第3条 奨学生は、介護福祉士の資格を取得するため、本学に入学する者で、次の各号の条件にいずれも該当する者を対象とする。

- ① 言動が正しく成績が優れ、かつ心身が健康であること
- ② 卒業後も介護福祉士として医療施設または介護施設にて従事できる者

(奨学生の給付・貸与額等)

第4条 奨学生は貸与型及び給付型の2種類とし、毎年度定める予算の範囲内で執行する。

2 貸与型奨学生は、学費として年額80万円（修学期間を通じて総額160万円）及び生活費として月額3万円（修学期間を通じて総額72万円）とする。ただし、生活費は、貸与を希望する奨学生のみとし、奨学生が希望すればいつからでも貸与を受けることができる。

3 給付型奨学生は、1人当たりの寮生活に必要な費用（寮費、水道光熱費、食材費など）月額5万円のうち、寮費2.5万円（修学期間を通じて総額60万円）を給付とする。

4 外国人留学生については、その他に渡航費用として10万円を貸与する。

5 奨学生は、無利子で貸与される。

6 奨学生の貸与については、保証人の提供、エスクロー保証の利用など保全処置をとる。

(奨学生の交付)

第5条 貸与型奨学生のうち学費分は、奨学生として決定された年度の前年度末に半期分、当該前期授業末に残り半期分を貸与する。貸与型奨学生のうち生活費分

及び給付型奨学生は、毎月前月末に貸与・給付する。

(奨学生の決定及び給付・貸付額等)

第6条 奨学生の選考及び奨学生の給付額、貸与額、貸与人数、貸与方法、貸与期間等は、本学の奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議を経て、学園長が決定し、運営法人へ申請する。

2 前項の申請があった場合、運営法人はその理事会での承認を経て、給付・貸与を決定する。

(選考委員会)

第7条 本学は、奨学生の決定及び奨学生の給付・貸与額等について審議するための選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、学園長、事務局長、主任専任教員、専任教員をもって組織する。

(申請)

第8条 奨学生の給付・貸与を希望する学生は、次に定める書類に必要事項を記入し、学園長に願い出なければならない。

※ 奨学資金給付・貸与契約書 別紙様式1

(変更届出)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、直ちに学園長へ届け出なければならない。

- (1) 休学又は退学したとき
- (2) 本人、保証人の住所に変更があったとき
- (3) その他重要事項に変更があったとき

(停止・取消し)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当したときは、奨学生の給付・貸与を停止、取消すものとする。

- (1) 退学したとき
- (2) 休学又は長期にわたり欠席したとき
- (3) 学業不振、性行不良で成績の見込みがないと認められたとき
- (4) 懲戒処分等において学籍を喪失したとき
- (5) その他奨学生として不適当となったとき

(奨学生の返還)

第11条 奨学生は、貸与された奨学生の総額について、次の方法により返還するものとする。

- 2 貸与型奨学生は、月々の返済額を給与の 10 分の 1 に収めることを前提に、就労後 13 年間並びに 10 年間において月額均等額の分割払いにて返還とする。
(例えば、生活費を借りた貸与総額 242 万円の奨学生の場合は、13 年間、月額 15,600 円の分割払い、ただし、最終月は 2,000 円。生活費を借りなかつた貸与総額 170 万円の奨学生の場合は、10 年間、月額 14,200 円の分割払い、ただし、最終月は 10,200 円)
- 3 学業途中で貸与の取消又は停止がなされた場合には、その時点での貸与額全額を、前条通り、13 年間並びに 10 年間において月額均等額の分割払いにて返還しなければならない。
- 4 本学と奨学生との協議により、毎月の返還額および返還時期について変更は可能とする。
- 5 本奨学生以外の奨学生を給付・貸与された場合、それによる返還は可能とする。
- 6 卒業後介護業務に従事している場合、当該業務の事由により、死亡または心身の故障で当該業務に従事できなくなったとき、または、本人の希望により母国へ帰国した学生については、選考委員会の議を経て、学園長が決定し、運営法人へ申請し、運営法人はその理事会での承認を経ることにより、返還債務を免除する。

(奨学生の返還猶予)

第 12 条 奨学生返還の猶予を受けようとする者は、別に定める猶予願いを学園長に提出し、承認を受けなければならない。

(日本語、ベトナム語、中国語他との調整)

第 13 条 日本語及びベトナム語、中国語他の対訳で作成された本規程において、翻訳において齟齬があった場合は、日本語での規程を正とする。

(準拠法)

第 14 条 本規程及び本規程に基づく契約関係の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、本学の選考委員会の議を経て運営法人理事会が行う。

附 則

この規程は、2021 年 4 月 1 日入学生より施行する。

2017年4月1日 作成

2018年10月1日 改正

2020年4月1日 改正

上記内容を確認しました。西暦 年 月 日 (注) サインした日付

(本 人) 氏名 :

注意) 必ず本人が自筆で書いて下さい

(連帯保証人) 氏名 : 株式会社 エバーグリーン

代表取締役 高木 勝久

(貸 主) 氏名 : NPO法人 ユナイト

理事長 蔭久 晴彦